

豊島区税会 会報

第 27 号

平成 28 年 1 月



豊島区税会

目 次

新年のご挨拶	豊島間税会	会長	根本弘三	1
新年のご挨拶	豊島税務署	署長	山崎 昇	2
税を考える週間	豊島間税会	副会長	藤川盛弘	3
平成 27 年度納税表彰				4
納税表彰の御礼	豊島間税会	副会長	水上春樹	5
納税表彰御礼	豊島間税会	常任理事	石原 尚	5
受彰の御礼	豊島間税会	常任理事	平野吉彦	6
納税表彰を受けて	豊島間税会	理事	平栗浩太	6
平成 27 年度「税に関する標語」(小学生)				7
日帰りバス研修に参加して	元豊島税務署長	税理士	山本高志	8
中学生「税についての作文」				
税金による社会の力	西池袋中学校 3 年	伊藤萌笑		9
税金を知る	巣鴨北中学校 3 年	岩倉芽生		10
これからの日本の税金について	千歳橋中学校 3 年	宇佐美なな子		11
「税」がもたらす希望の「光」	本郷中学校 2 年	入月崇晴		12
未来への投資	西池袋中学校 3 年	萩原可南子		13
税の使われ方	本郷北中学校 2 年	種本一石		14
日本の社会が安定するために	巣鴨北中学校 3 年	泉川菜摘		15
税務署だより(確定申告特集他)				16
実務講座案内(豊島法人会・間税会共催)				20
間税会とは・編集後記				21
豊島優申会名簿・豊島間税会名簿				22
広告				23

消費税 活かすみんなの 間税会

新年のご挨拶



豊島間税会 会長 根本 弘三

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはご家族お揃いで新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、会の運営活動に対しまして、豊島税務署を始め役員の皆様の暖かいご支援ご協力を賜りまして、ありがとうございました。無事にその任務を達成できましたことに対して、重ねて厚く御礼申し上げます。

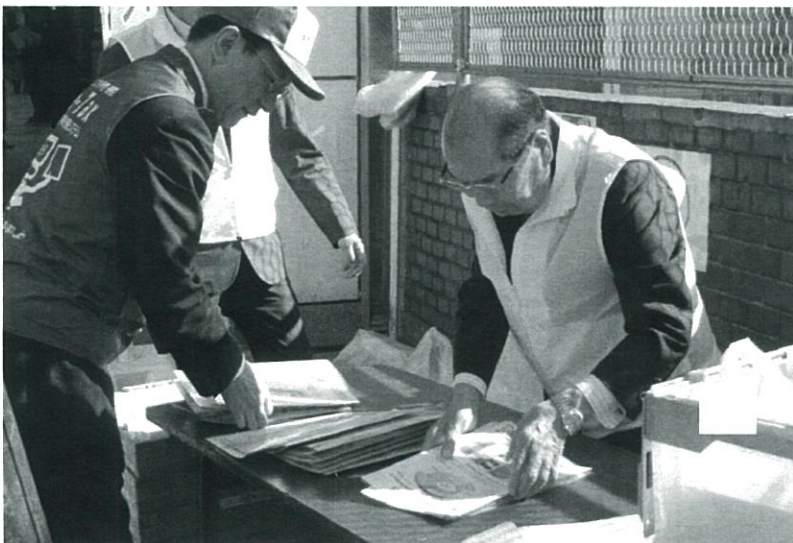
さて、今年は申年ですが、ちょうど12年前2004年の申年に、e-Taxが名古屋国税局管内の納税者を対象にスタートいたしました。2011年2月には、豊島税務連絡協議会でも、e-Taxの利用推進宣言行事が行われました。そして、今年はマイナンバーの年です。

消費税に関しましては、2014年4月に8%となり、更に2017年4月には10%となることが決定しております。益々、我々間税会の役目が重大になってまいります。政府にとりましては、「強い経済、子育て支援、社会保障」と言っていますが、どうでしょうか。

税の標語の募集では、豊島租税教育推進協議会を通して各学校にも働きかけて、署の力もお借りし

実施いたしました結果、たくさんのご応募をいただくことができ、誠にありがとうございました。

これからも会員の皆様のご指導ご協力を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、会員の皆様のご健康とご事業のご繁栄を心から祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶



豊島税務署 署長
山崎 昇

新年あけましておめでとうございます。

平成 28 年の年頭に当たり謹んでお祝いを申し上げます。

豊島間税会の会員の皆様方におかれましては、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、根本会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

豊島間税会におかれましては、「小学校の税の標語」の募集活動や「税を考える週間」における巣鴨駅での「世界の消費税 151 カ国」クリアファイルの配布による街頭広報活動を通じて、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚に積極的に取り組んでいただいております。また、一昨年 11 月には豊島税務連絡協議会六団体の一員として「消費税完納宣言」をしていただきました。このような活動は、税務行政の円滑な運営において大きな役割を果たすものであり、改めて敬意を表する次第です。引き続き、貴会の組織力を大いに発揮していただき、充実した会活動を展開されますことを期待しております。

加えて、年も明け、まもなく平成 27 年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告の時期を迎えますが、豊島間税会の会員の皆様には、「e-Tax」の更なる利用拡大へ向けにご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、消費税につきましては、一昨年 4 月に税率が 8% に引き上げられ、昨年後半からは、平成 29 年 4 月の税率 10% への引き上げと軽減税率の導入について議論されているところですが、いずれにせよ適正課税の確保と滞納防止に取り組み、

消費税に対する国民の理解と信頼を高めていくことが重要と考えております。豊島税務署としましては、「消費税完納宣言」をはじめとする豊島間税会の息の長い取組みを十分に活かせるよう、広報・周知、相談・指導等、的確に対応していく所存です。

また、本年は、いわゆるマイナンバーが国税分野において利用開始されますが、本制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されたものです。国税当局といたしましては、マイナンバーの利活用に関する情報について国税庁ホームページ等でお知らせしているところですが、納税者の皆様の理解を得て制度を円滑に推進するためには、地域に密着した組織力を有する豊島間税会の会員の皆様のご支援が不可欠です。豊島税務署としましても、引き続き豊島間税会との協調関係・信頼関係を一層深められるよう取り組んでまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

本年の干支は「丙申（ひのえ・さる）」です。「丙」は「芽が地上に出て葉が張り出て広がった状態」、「申」は「果実が成熟して固まっていくな状態」と言われているようです。昨年を振り返りますと、あまりいいニュースはありませんでしたが、年末が近づくにつれ、9 月の W 杯ラグビーでは日本チームが世界を驚かせ、10 月に 2 人の日本人のノーベル賞受賞が発表され、12 月にはフィギアスケートの羽生結弦選手が 330 点という驚異的なスコアで GP ファイナルで優勝するなど、それまでの努力が実を結んで素晴らしい結果をもたらすという、本年の干支の意味を予感させるような明るいニュースがありました。

結びに当たりまして、本年が豊島間税会にとりまして一層の飛躍の年となりますよう、また、支部会員の皆様方の益々のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間

「クリアファイル配布」

豊島間税会 副会長

藤川 盛弘

新年明けましておめでとうございます。

平成 27 年 11 月 11 日（水）「税を考える週間」の行事として、例年通り、間税会恒例の街頭キャンペーンを午前 10 時より JR 巣鴨駅で実施いたしました。

ボールペン、絆創膏などを入れたクリアファイルを 1,000 部用意しましたが、税務署のお力によりイータ君も街頭広報に立ってもらえていたので、通行人の目を引きクリアファイルをもらってくれる方がいたようにも思いました。

豊島税務署長、都税事務所長、副署長、統括官、豊島納税貯蓄組合会、法人会をはじめ多くの方のご協力のおかげで滞りなく配布を終了することができました。



「消費税についての広報」であることを告げながらクリアファイルをだすと、消費税が 10% になることが周知されているせいか、足を止めて受け取り中を見ている方がいたり、消費税への関心が高いことを改めて認識させられました。

今後も事業計画にある、消費税などに関する啓蒙、円滑な税務運営に協力していきたいと思っています。

「署長講演」

講師：豊島税務署長 山崎 昇 氏

平成 27 年 11 月 16 日（月）「税を考える週間」の行事として、東京信用金庫本店 8 階ホールにて、山崎豊島税務署長を講師にお迎えし、『国税分野におけるマイナンバー ー制度の概要と当面の対応ー』というテーマで後援会が開催されました。豊島税務連絡協議会の各団体から多くの方が出席されました。

豊島税務署署長講演会



平成27年度 納税表彰

平成27年11月17日（火） 平成27年度 納税表彰式が東京信用金庫8階ホールにて
挙行され、当会からは下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会はスターライトラウンジにて盛大に行われました。

- | | |
|---------------|---------------|
| ◎ 豊島税務署長表彰 | 水上 春 樹（副会長） |
| ◎ 豊島税務署長感謝状 | 石 原 尚 （常任理事） |
| ◎ 豊島税務連絡協議会表彰 | 平 野 吉 彦（常任理事） |
| ◎ 豊島税務連絡協議会表彰 | 平 栗 浩 太（理 事） |



平成27年11月17日 平成27年度 豊島税務署長表彰受彰記念



平成27年11月17日 平成27年度 豊島税務署長感謝状受彰記念

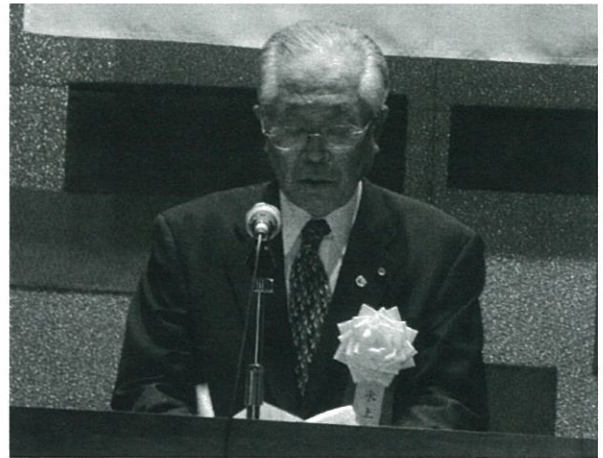
納税表彰の御礼

豊島間税会 副会長 水上 春樹

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年の納税表彰式におきましては、豊島都税事務所長様をはじめ、ご来賓多数ご臨席のもと平成 27 年度豊島税務署納税表彰式が挙行され、心ならずも山崎豊島税務署長より表彰状をいただき、誠にありがたく身に余る光栄であり感謝にたえません。これもひとえに豊島税務署の皆様、並びに税関係団体、また諸先輩の方々のご指導、ご協力のお陰と心より感謝申し上げます。

これからも国家財政の基盤である税の重要性を認識し、先行き経済の不透明、成長が期待できない高齢化、成熟社会に向かって厳しい環境下ではありますが、自ら適正な申告と納税に努めるとともに、地域社会の一員としてそれぞれの団体活動を通じ、あるいは租税教育・税務広報の分野における活動を通じ、申告納税制度の発展と期限内納税意識の浸透に努め、微力ではありますが税知識の普及と納税道義の高揚に尽くしたいと考えておりますので、今後におかれましても関係各位の皆様方から、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。



納税表彰御礼

豊島間税会 常任理事 石原 尚

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では、豊島税務署長感謝状をいただきまして誠にありがとうございます。身に余る光栄を賜りまして、今後の会活動におきましては一層気を引き締める思いでございます。

さて、昨年はマイナンバー制度で始まり、年末にかけて消費増税に伴う軽減策の導入の是非あるいは法人税実効税率の引下げ等の課題が目白押しとなりました。

経済的には、大手企業が史上最高益を計上する一方、生活保護受給世帯数が過去最多を記録し、ワーキングプアとよばれる貧困層が増加する等、景気回復の実感が湧いてこない印象もございます。しかし、医療費等社会保障給付が年々膨れ上がる中、少子高齢社会を支えていくために消費増税は大きな一里塚となるもので、辛い選択ですが確実に実行せざるを得ないのだと思います。



一昨年四月の増税時には、その反動減から消費回復が予想以上に遅れましたので、現在複数税率導入議論をはじめ多くの改正案が出ております。少しばかり政局優先の議論が優先している気もしますが、是非国民本位の改革が実行されるよう願っております。また、私自身も更に見識を高め会活動に励む所存であります。

最後に皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念して、御礼のご挨拶とさせていただきます。

受彰の御礼

豊島間税会 常任理事 平野 吉彦

明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式におきまして、「豊島税務連絡協議会表彰」をいただき、誠にありがとうございます。

これも、豊島税務署関係職員の皆様、並びに豊島間税会根本会長はじめ役員の皆様の指導、ご支援の賜物であると感謝申し上げます。

消費税率は、来年4月には10%となる状況にあり、適切に対応していくために、多くの方々の理解と協力が必要であり、そのための活動を今後も行なっていきたいと考えています。皆様方の一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。本年の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、受彰の御礼とさせていただきます。



納税表彰を受けて

豊島間税会 理事 平栗 浩太

新年あけましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では、ご表彰いただき誠にありがとうございます。これも税務署の皆様方、豊島間税会の根本会長はじめ役員・会員の方々のご指導の賜物であり心より感謝いたしますとともに御礼申し上げます。

昨年は、2015年「今年の漢字」第一位であります「安」が表す様に、安全保障関連法案をめぐって国論が二つに分かれ、採決に国民の関心が高まった年。

世界で多発するテロ事件で人々の安全が脅かされる事態が続き、地球規模の異常気象により世界各地で災害が起こるなど人々を不安にさせた年。

建築偽装問題やメーカーの不正が発覚し、暮らしに密着したものの安全性を揺るがす事件が続いた年であり、安心と不安が入り混じる一年でした。



同じ「安」でも2016年は安全・安泰、さらに安らぎと平安を願う安定した一年であってほしいと感じております。

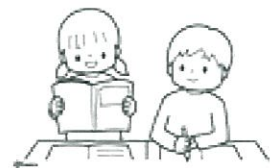
今年はマイナンバー制度の導入、さらに一年後には消費税率の引き上げが予定されております。日本の税収の最大の担い手は「消費税」となると考えられ、これからは間税会の役割や責任も重くなることと感じております。

今年も「納税者の自主的な申告納税体制の確立」に寄与するという会の目的を見据え、正しい税知識の普及と納税者の事業の発展に繋がる活動を展開していけるよう微力ながら努めてまいりますので今後も皆様方のご指導お願い申し上げます。

本年の皆様のご健勝ならびにご事業発展を祈念し、御礼のご挨拶とさせていただきます。

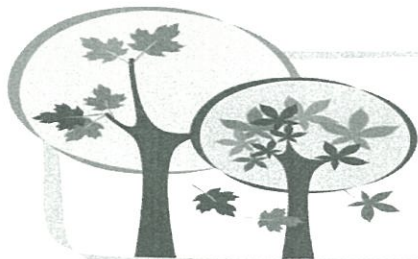


平成27年11月17日 平成27年度 豊島税務連絡協議会表彰受彰記念



平成27年度「税に関する標語」(小学生)

	作品	小学校名	氏 名
最優秀賞	税金で みんなの暮らし ささえよう	清 和 小 学 校	間 宮 珠 理
優秀賞	税金は 人と人との 思いやり	清 和 小 学 校	廣 瀬 祥 也
優秀賞	税金は 日本の未来を 支える	清 和 小 学 校	松 本 海 輝
優秀賞	支え合う 気持ちつながる 税金で	高 松 小 学 校	設 楽 真 彩
優秀賞	人々の 暮らしを支える 消費税	朋 有 小 学 校	植 松 海 音
優秀賞	助け合い 豊かな暮らし 消費税	西 巢 鴨 小 学 校	大 谷 俊 輔
佳 作	ありがとう 暮らし支える 消費税	西 巢 鴨 小 学 校	村 松 青 空
佳 作	消費税 明るい未来 作るため	西 巢 鴨 小 学 校	中 村 祐 貴
佳 作	税金は なくては困る 必需品	清 和 小 学 校	菅 原 奈 緒 子
佳 作	国創る 大事なお金 消費税	池 袋 小 学 校	越 塚 祥 太 朗
佳 作	国のため 誰もがはらう 消費税	朋 有 小 学 校	山 澤 美 月
佳 作	消費税 国を支える 土台かな	要 小 学 校	渡 辺 美 結
佳 作	税金は 豊かな未来 開く力ギ	要 小 学 校	中 澤 麗 花
佳 作	税金は 町とあなたを 守るもの	駒 込 小 学 校	清 水 日 向
佳 作	税金は 今と未来の お買い物	巢 鴨 小 学 校	佐 藤 未 央
佳 作	納税は かげでみんなと 助け合い	豊 成 小 学 校	中 村 稜



日帰りバス研修に参加して

元 豊島税務署長 税理士 山本 高志

妻沼聖天山（めぬましょうでんざん）ってご存知ですか？恥ずかしながら、私、つい先日まで存じませんでした。

豊島間税会と納税貯蓄組合合同の「税を考える週間」恒例の「日帰りバス研修」で、今年向かったのが、その妻沼聖天山でした。知り合いに、「今度、妻沼聖天山ってどこ行くんだけど知ってる？」と尋ねると、「聖天山っていうくらいだから、高尾山みたいなところじゃないの。」といういい加減な答えが返ってきました。



妻沼聖天山は、その名のとおりに埼玉県熊谷市妻沼というところにあつて、ご本尊に聖天さまがお祀りされています。その始まりは、1179年といえますから大変古く、その由緒の正しさでは日本最古の聖天尊像として知られています（私は知りませんでしたけど）。

この妻沼聖天山を、はるばる池袋から見物に参りますのは、奥殿、相の間及び拝殿からなるご本殿を、この目で見ておこうという趣旨です。というのも、ご本殿の各部材、各壁面の全てが彫刻により飾られ、しかも華麗な彩色が施されていて、さながら日光東照宮の陽明門を思い起こさせるほどだからです。

日光を見るまでは「けっこう」と言うなということです。こちらは聖天さまにお参りするまで「昇天」するなということでしょうか。

ちなみに、東照宮は将軍家はその威光を示すべく、財力を注いで建立されているのに対し、妻沼の聖天さまは、地元を中心に民間の篤志家の寄進により作られたということで、このご本殿は江戸中期の貴重な文化遺構として、平成24年7月に国宝に指定されています。

家内安全、商売繁昌、厄除け開運等々、10円玉一つに多くの希望を載せてお祈りをすませ、バスに戻ります。

絶好の行楽日とで、いつもながらの和気藹々の車内ですが、今年は豊島法人会の前会長の鈴木様や元豊島税務署長で税理士の櫛田先生ご夫妻が参加されるなど、回を重ねてお友達の輪が広がるようでとても楽しみです。また、車内での「税金クイズ」などの進行に、毎回ご活躍の女性役員の皆さんに平栗常任理事が加わるなど、新鮮味も随所に感じられました。



道路はまずまず順調で、ヤマキ醸造の醤油工場見学と豆腐料理の昼食、長瀬散策、さらに花園フォレストのお菓子売店などを予定通り回って、池袋に帰りました。

今年も多くの方が差し入れて下さったビール、ワイン、日本酒、焼酎を飲みつくし、お天気とお仲間に恵まれて、とても楽しく有意義な一日を過ごさせていただきました。やっぱり、バス研修はやめられませんね。次回もよろしくお願いします。

～豊島税務署長賞～

税金による社会の力

西池袋中学校3年

伊藤 萌笑

所得税、法人税、相続税……税金には様々な種類があるが、私たちにとって最も身近な税金といえば消費税だろう。

「今のうちに必要な文房具を買わなければ」

「好きな歌手のCD が買いづらくなる」

これは、去年4月に消費税が増税される、その少し前の友達との会話だ。消費税はものを買うときに必ずかかるため、私たち中学生にも消費税増税のニュースは話題の的だった。しかし、その頃は、「もう少しおこづかいの使い方を見直そうかな」と思うくらいで、それ以上何を考えることも無かった。

消費税が一番身近な税金だ、と述べたが、税金を納めることは身近に感じられても、税金が使われていることは普段なかなか意識できていない。ニュースや新聞などで取り上げられているのは公共事業や社会保障における税金の使われ方ばかりで、私たちに無関係の話ではないけれど、具体的にどのような受益もたらされているのかイメージしづらい。

では私たちに最も身近な受益とは何か。それはやはり、教育である。

私は小学校、中学校ともに公立の学校に通っている。資料によると、東京都における義務教育期間の公費負担額は、一人あたり九百万円以上にものぼるそうだ。もしこれを各家庭で負担しなければならなかったとしたら、学校に通えない子供たちも出てくるだろう。そうすると、教養の格差が広がってしまう。

税金がない、税金を納める人がいない、税金が教育に使われない、このような状態になってしまったら、私たちは学ぶことができない。今、

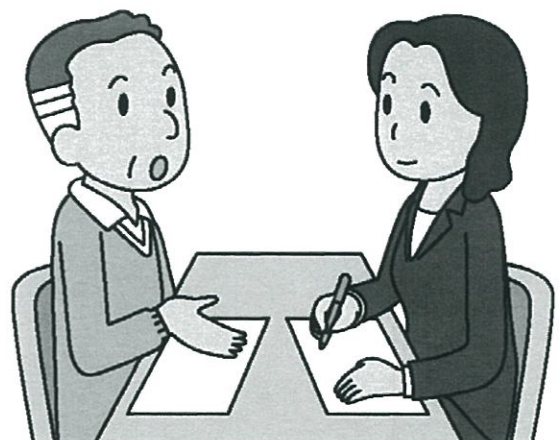
こうして何不自由なく学校へ通い勉強ができるのは、税金の力であり社会の力なのだと思う。

税金を納める人がいて、その税金の使い道を考える人がいて、税金による恩恵を受ける人がいる。私たちや周りの大人が納めている税金は、巡り巡って皆に恩恵をもたらしている。つまり、社会全体が一人一人を支えているのだ。

税金による社会の力が発揮されるために、私たちは三つのことをする必要がある。

一つは、納税者としてきちんと税を納めること。二つ目は、税金が有意義に使われるために、税金の使い道を決める人間をよく考えて選び、使い方をよく見ること。三つ目は、税金によって受けることができる福祉や公共サービスに感謝すること。

皆が税金を納め、その税金が意義のある使われ方をしてこそ、税金による社会の力が真に発揮されると思う。私も社会の一員として税をきちんと納め、より豊かな世の中を築いていく、そのほんのわずかな力になりたい。



豊島税務署長賞～



税金を知る

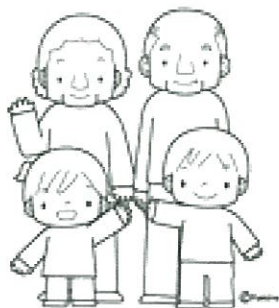
巣鴨北中学校 3年 岩倉 芽生

税金は、何のためにあるのか。なぜ、消費税率を引き上げる必要があるのか。税金について、漠然としか理解していなかった私には疑問であった。

今回、税金について学び、その私の疑問はなくなった。同時に、税金についての考え方も大きく変わった。

まず、驚いたことは、小学生一人当たりで約85万円、中学生一人当たりで約98万5千円。これらの金額が年間教育費として税金で支払われていることだ。確かに、教科書には『税金でまかなわれている』との記載がされているため、税金が教育費に使われていることは以前より知っていた。だが、こんなにも多額の税金が私たち学生のために使われているとは思ってもみなかった。私たち学生は、今、あたり前のように学校に行き、あたり前のように勉強をすることができる。それは、税金のおかげでもある。言い換えれば、税金がなければ、たくさんの子どもが学校に通えなくなるであろう。私は、税金の大切さを痛感し、あらためて税金を無駄にしない為にも、一層と勉学に励まなければならないと思った。

もう一つ驚いたことは、少子高齢化と税金の関わりである。働き手と高齢者の比率は、1975年には、7.7対1であったのが、2010年には、2.6対1にまで減少してしまった。



今後は、更に減少が続き、私たちが働き手となる2050年には、1.2対1とほぼ同比率になってしまうことが予想されている。私は、この資料をみて、驚きと共に将来への不安を感じた。私たちが社会人となる頃には、現在よりも多額の税金を納めなければならない。個人個人の負担額が、かなり重くなるということだ。そんなにも多額の税金を国民が支払い続けることは、本当に可能であろうか。しかし、税金がなくなれば、現在の生活水準を保つことは難しくなる。今後、日本はどのようなになってしまうのか。不安のない将来の為にも、日本は今現在から安定した税収を得ておくことが必要である。

昨年四月に、消費税率が5%から8%に引き上げられた。その時には、商品を購入するとそれだけ余計にお金を払わなければならないので、正直嫌な気持ちであった。しかし、消費税率を引き上げることは、私たちの未来の安定した生活の為にも必要な貯金である。

税金を納めることは、国民の義務である。義務であるからこそ、税金が何に使われるのかをよく理解し、正しく納税したい。今回、私は、税金が現在のみならず将来の為にも必要なものであることを理解した。また、日本の税金制度は、全ての国民の為、学校や医療福祉に渡り充実したものである。この先、この充実した生活がずっと続くよう、私たち中学生も今からしっかりと税金のことを理解していくことが必要である。それが自分自身の将来を守ることでもあるのだから。

～豊島都税事務所長賞～



これからの日本の税金について



千登世橋中学校 3年 宇佐美 なな子

私が税のことを考えた時一番心配なことは、日本の人口減と少子高齢化です。そのことから大きな二つの問題が生じると思います。一つは高齢化で社会保障費が増えていくことであり、もう一つはその費用を負担する働き手が減っていくということです。2000年では3.6人で1人の高齢者（65歳以上）を支えていましたが、2050年には1.2人で支えなくてはなりません。そうすると、働き手1人当たりの負担が3倍になります。2050年には私は50歳で、健康でいれば高齢者を支える働き手です。このような大きな負担に自分は耐えていけるのかとても心配なのです。この問題方法はあるのか考えてみました。まず、社会保障費を何とかして増えないようにするという方法が考えられます。しかし、高齢者の数が増え続けるということは、どんなに節約しても費用を大幅に減らすことは難しいと思います。では、費用を負担する働き手を増やすことはできるでしょうか。これも難しいと思います。子供の数は減っており、2050年に間に合うようにすぐに増やすことは難しいからです。そうするとできそうなことは、税金収入全体額を増やすことしか道はなさそうです。日本では、2014年4月1日に消費税が5%から8%に引き上がり、2017年4月1日には8%から10%に引き上げられることが決まっています。消費税が8%になって買い物の時に負担が増えたことは実感しますが、逆に何かプラスになったことがあっ

たかというとは何も実感できることはありません。

そこで、私は世界の消費税はどうなっているのか疑問に思い調べてみました。世界で消費税率が高い国はハンガリーで27%、3位は25%のデンマークとノルウェーとスウェーデンです。日本に比べるととても高い消費税率だと思えます。では、国民は消費税率が高いことに対して、どう思っているのか疑問に思い調べてみると面白いことがわかりました。OECD34カ国対象の生活満足度調査で1位はデンマーク、3位はノルウェー、7位にスウェーデンが入り、なんとハンガリーは最下位の34位だったのです。消費税率の高い国の中でも、満足度が高い国、低い国があることに驚きました。デンマークはなぜ消費税率が高いのに、満足度も高いのか調べてみました。すると、デンマークでは「高負担高福祉」といわれ、国民が納得して高税率を受け入れているというのです。（例、医療費、出産費、教育費全て無料）。

私は、これからの日本は税金が増えることは仕方がないと思います。但し、デンマークのように「高負担高福祉」への国民の「納得性」が高まるのか、よく考えて税金の制度を作ってほしいと思います。そして、これらのことにこれからの日本の進むべき道、あり方のヒントがあるのではないのでしょうか。



～豊島区長賞～



「税」がもたらす希望の「光」



本郷中学校 2年

入月 崇晴

ある日、祖母は、ぼくに言った。

「税ってというのは国民が納める義務なんだよ。この社会をよくするには、選挙に行って国の代表を決め、代表の人たちに税の使い道を決めてもらうんだよ。まずはきちんと税を納めないといけないよ。」

ぼくは、「ふーん。」ですませてしまった。

しかし、今でも「ふーん。」ですませてしまったことなのになぜか覚えている。それは、心に残るほど強いなにかを小学生だったぼくは感じとったからだろう。

その約2年後、祖母が認知症だったことを知った。祖母は特別養護老人ホームに入った。特別養護老人ホームは基本的に税金によってつくられている。その時、祖母の言っていたことが少しわかった気がした。たとえ、生活を一人で行うことが困難であっても「税」という希望の「光」によって支えられている。税は納めれば自分に返ってくる。そして誰かを助けることができる。もし、税を納めていない人が「税」によって支えてもらっていたらそれは他人のお金を盗むことと同じことである。

この時まで税に対して悪いイメージがとてもあったが、「税」によって、道路の設備などこの社会に大きく関係するととても大事なことであった。だから小学生だったぼくの心にも残っていた。

それが、祖母がぼくのことを覚えていたときにたくしてくれた最後の希望だったのかもしれない。

当時、ニュースで選挙についてよく報道され

ていた。その選挙というものは、祖母が言うには、税の使い道を決める人を選ぶこと。

でも、そのニュースは選挙に行く人の数が減っているという話題だった。ぼくの解釈では、国民が良い社会を希望していない、ということだと思った。なぜかというこの社会は税によって成り立っているのに、その使い道を決める人を選ぶ権利を放棄しているからである。それなのに「あの政治家はダメだ。」などと文句をつけていたら筋が通らない。

選挙に行く、税を納めるというのは、この社会が良くなってほしいという希望の意思表示である。この社会が悪いと感じるのは政治家だけのせいではなく、選挙に行かなかった人も税を納めない人も同じ。

選挙権はこれから18歳になった。これからの時代を引っぱっていく若い人たちが良い社会を望むなら選挙に行かなければいけない。

税は、ぼくたちにチャンスを与えてくれた。より良い社会をつくるためのチャンスを。

これから先の未来を「税」が希望の「光」となりまた明日を照らす。

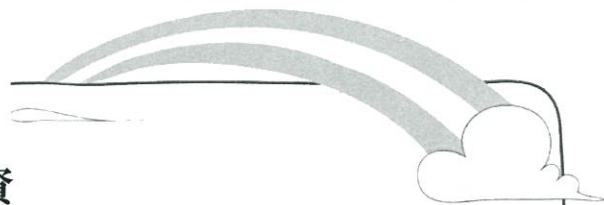




～豊島区教育長賞～

未来への投資

西池袋中学校 3年 萩原 可南子



「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

この言葉は、私達がいつも使っている教科書の裏表紙に書いてある言葉です。こんな言葉があることに、皆さんは気付いていましたか。私がこの言葉に気付いたのは、小学生の時でした。その時初めて「教科書ってお母さんが買ってくれた物じゃないんだ。」と知りました。これまで私は税金について、消費税や所得税、相続税などで税金をとられることについては知っていましたが、その他の税や税金の使い道についてはほとんど知りませんでした。税金とは大人が払うものだと思っていましたし、家族でも話題になることがあまりなかったからです。ですが、今回税について調べて、税金とは実に興味深く、また大切なものだと知りました。

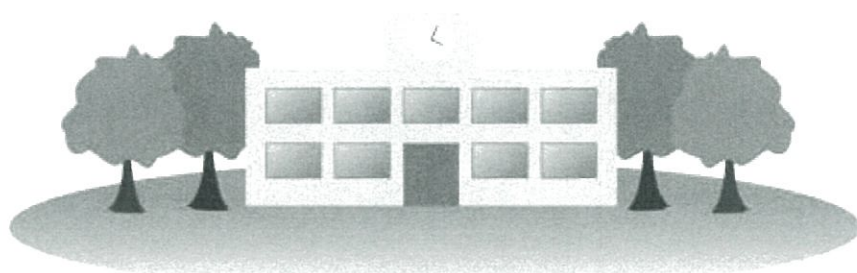
「教育」これは国の、世界の未来のために必要不可欠なものです。日本は教育に、総額5兆3,613億円の税金をかけています。その中では教育振興助成費、義務教育費国庫負担金、科学技術振興費、育英事業費、文教施設費の5つに分かれて割りあてられています。国は、文教及び科学振興費に国の歳出の約6パーセントをあてています。なかでも、義務教育である小・中学校のために教育費全体の約28パーセントが使われています。

私は教育にもっと税金をかけるべきだと思います。教育に税金をかける。それはいわば未来への投資です。

去年、消費税が8パーセントになったとき、全国各地でデモが起きましたが、もし教育に税金をもっとかけるなら、10パーセント以上の増税にも私は賛成です。たしかに、消費税が上がることで家計は苦しくなり私達に今まで以上の負担がかかることにはなりますが、その分の税金を全て教育に使うことでより質の高い教育を日本の子供たちに受けさせ、高齢化社会が進んでいる日本でも他の先進国にまけないようになるのだったら、そうすべきだと思います。

今や世界は教育に重きをおいています。質の高い教育を受けさせ、高度な技術と知能を持った優秀な人材を世界各地に輩出しています。そして、そのような優れた人材が世界では求められています。最近ではロボット業界も発達してきており、近い将来人間の仕事をロボットが奪っていくとも言われています。そうなれば失業者が増え、国も国として機能しなくなってしまう。そうならないためにも「人を育てる」ことは大切なことです。

本当の財産というのは金ではなく「優秀な人材」です。その人材を育てるためには税金が使われます。そう考えると、税金とは私達の生活にはもちろん、未来のためにも欠かすことのできない、大切なものだと知りました。



～豊島法人会 会長賞～



税の使われ方

本郷中学校 2年 種本 一石

僕はある日、大好きな釣りをしていました。丁度その帰りの事です。川釣りをしていると、よく目にするのか河原で生活している路上生活者の人。見慣れているので、いつも気にしてはいませんでした。「あの人達は別世界の人」と思っていました。ところがその日、意外な事が起きました。

「おいボウズ、釣りは好きなのか。」
なんと路上生活者の人に声をかけられたのです。驚きました。同時に怖くもありましたが無視する事もできず、立ち止まりました。するとその人が歩み寄ってきて、

「これ、使うか？」
と、僕に釣りで使う「ウキ」をくれました。しかもかなり上等な物です。拾ったのか買ったのかは分かりませんが、とにかく驚きました。まさか路上生活者の人が自分に物をくれるなんて思いもしませんでした。

その日から、路上生活者に対する視点が変わりました。家がないから人としてダメなんて偏見も良くないと分かりました。

そしてここで気になったのは生活保護制度です。路上生活者でも、心の広い人はいるし、最低限の生活は保障されるべきではないかと思いました。そこで生活保護について調べたのですが、そううまくはいかないようで、生活保護法第24条で生活保護の申請には住所が必要だと記載されています。一応路上生活者ならば特別な事情があると認められるので、住所がなくても良い場合はあるようですが、実際の所はあま

り生活保護を受けられるケースは多くないようです。

これは、かなり理不尽ではないでしょうか。生活保護の給付額は今年度、3兆7千億円を超えるまでの見通しが立っています。これだけの額を使っているにも関わらず、家もなく、本当に必要な人に行き渡っていない。これは理不尽だと思います。それに、実際家はあって、生活もできるのに生活保護を受け取る人も少なからずいるようです。その他にも生活保護をギャンブルに使うとか、生活保護を受けるために偽装離婚する人まででてきています。その結果、今のこの現状につながっているのではないのでしょうか。少なくとも僕は、一人一人が相手を思いやるだとか、相手の立場になって考える事を忘れがちなのではないかと考えています。

そして最後に唐突ですが、「理解する」を英語で何と言いますか。「understand」ですね。この言葉にはまず、相手の人の立場に立って相手の立場を想像する。こんな意味が込められているのではないかと思います。実はこの言葉は、ある先生が書いていた物ですが、僕はこの言葉が好きになりました。「under」「stand」多くの人がこれができれば、様々な事が上手くいくのではないかと思います。



～豊島間税会 会長賞～



日本の社会が安定するために

巣鴨北中学校 3年 泉川 菜摘

税金とは、社会が成り立つために欠かせないものだ。税金は、公共サービス、教育、医療、災害復興など様々な面で役立っている。国民が毎日暮らしていくために必要となるものに多く使われている。税金のお陰で生活の質も上がっているのだと思う。一人一人きちんと納税することが国を支えることにもなるのだ。

しかし、納税はしているものの、今後は税収が急速に減る恐れがある。税収が見込めないとされている原因は、少子高齢化問題だ。働く世代が減少し、社会保障費が増加している。何とかしなければいけない。税金を上げるか歳出を減らす必要がある。歳出を減らすには、高齢化が進むにつれ、どうしても増えてしまうため、この方法は難しい。ならば、税金を上げてみてはどうか。昨年4月1日から消費税率は5%から8%に引き上げられた。消費税は、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくい利点がある。そして、平成29年4月1日から10%まで引き上がる。10%に上げるのはよしとするも、これ以上消費税を上げることには反対だ。なぜなら、税によって物が高くなり、国民の生活も苦しくなり、物を買う人が減ってしまうからだ。そうすると、日本の経済が悪化してしまう。

そこで、二つの提案をする。一つ目は、たばこ税を上げることだ。たばこには発がん性物質が入っており、国民の健康に悪影響を与えるからだ。国民の健康のことを考えているためこの方法はいいと思う。当然、たばこが高くなるとやめる人もいるため、少しは変わるものの、大きな変化はない。でも、その少しが大切なのだ。もっと多く安定した税収を得るための方法、二つ目は新たに「ギャンブル税」を設けることだ。パチンコには税金がかかっていない。競馬は一応所得税があり、当

たり馬券を買い、儲かると確定申告し、税を納付するのだ。だが、調べてみると確定申告をしない人が大勢いるらしい。これはどういうことか。これらには、沢山のお金を賭けている。そんなお金があるなら、国の税収の一部に入れてもよいのではないか。「ギャンブル」という産業を国が認めたことになるが、もう社会に浸透してしまっている。ならば、10月から本格実施する「マイナンバー制」を利用したら適度に使えるのではないかと考える。国民を数字で管理するものであるため、ギャンブルにお金をどれだけ使ったのか分かるシステムも同時に入れたらいいと思った。このように、贅沢だと周りから認識されるものでかつ、心身に害が出るようなこと、それらから大幅に税を上げたり、新しく設けたりする取り組みから始めるべきだと考えた。

この作文を書くとき、家族と「税」について話した。今までに理解していたことや、今回初めて知ったことも沢山あった。これからも、ニュースや新聞を見て、税に関する知識を深めていきたい。



確定申告のお知らせ

申告・納税は、ネットから快適に！
申告書は、国税庁ホームページで作成できます！



国税庁

詳しくはホームページで
www.nta.go.jp

確定申告

検索

各税目の申告期限と納付期限等

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早めに確定申告書の提出をお願いします。

なお、確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用いただければ、記載漏れや計算誤りなどの防止にもなりますので、是非ご活用ください。

税 目	申告・納付期限	口座振替日 (※事前の手続きが必要です)
申告所得税 及び復興特別所得税	平成28年3月15日(火)	平成28年4月20日(水)
個人事業者の消費税 及び地方消費税	平成28年3月31日(木)	平成28年4月25日(月)
贈与税	平成28年3月15日(火)	

無料申告相談

今年から会場が変更となります。

名 称	開 催 日	会 場	所 在 地 等	受 付 時 間
税理士に よる無料 申告相談 ～申告書を作 成して提出で きます～	2月16日(火) ～ 3月15日(火) (土・日を除く。)	豊島区役所 新庁舎5階 507～510 会議室	南池袋2-45-1 池袋駅・・・徒歩9分 東池袋駅・・・地下通路で直結 都電雑司が谷駅・・・徒歩3分 東池袋四丁目駅・・・徒歩4分	《午前の部》 9時30分～11時30分 《午後の部》 13時00分～15時30分

- 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。)

申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。
- 12時から13時の間は、指導員の昼休み時間のため、申告書の作成指導等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

確定申告書作成会場

豊島税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設いたします。

期 間：平成28年2月10日（水）から平成28年3月15日（火）まで

（※ 土、日及び祝日を除く。ただし、2月21日（日）及び2月28日（日）は開設します。）

時 間：申告相談 午前9時15分から午後5時まで

相談受付 午前8時30分から（会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。）

申告書提出 午前8時30分から午後5時まで

会 場：豊島税務署 地下1階 会議室



～混雑予想メモ～

- ・毎週月曜日
- ・午後4時以降
- ・申告期限間際

◇申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。

◇当署の駐車場は、2月8日（月）から3月15日（火）までは使用できませんのでご了承ください。

復興特別所得税

- ◇ 平成25年分以降、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）は、所得税と併せて申告・納付することとなっています（還付申告でも計算は必要です）。申告書をご提出される前に、計算もれがないかご確認ください。
- ◇ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。記載もれや計算誤りなどの防止にもなりますのでぜひご利用ください。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

- ◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、生命保険料の控除を受ける場合など、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、豊島区役所税務課（代表03-3981-1111）にお尋ねください。

納税は便利な振替納税で

所得税、個人消費税については、金融機関の預貯金口座から振替によって納税する便利な制度（振替納税）がありますので、ぜひご利用ください。

※ 新たに振替納税の利用を希望される方及び申告書提出先の税務署に変更があった方は、各税目の申告期限までに手続きが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。どうか、豊島税務署管理運営部門にお問合せください。

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 （給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ&A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いが変わらないことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。



なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

(公社)豊島法人会・豊島間税会 共催

消費税・印紙税講座

消費税 ・実務に則した課否判定（課税・非課税・不課税の取扱い）

印紙税 ・委任（非課税）・請負（課税）の違いとは？ ・どういう7号文書が非課税になる？ 等

開催日時 平成28年2月23日(火)
14:00~16:00
消費税 14:00~14:55 頃
印紙税 15:05~16:00 (予定)

講 師 消費税 豊島税務署 法人課税第2部門
日置宜美 統括国税調査官
印紙税 豊島税務署 法人課税第1部門
牛嶋俊明 統括国税調査官

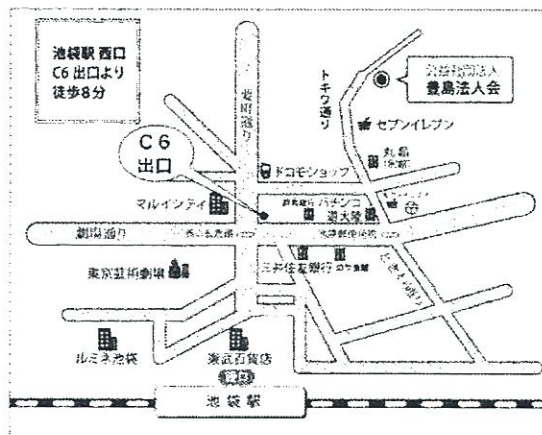
対 象 者 実務担当者

会 場 豊島法人会館 3階 会議室 豊島区池袋 2-32-4 TEL 03-3985-8940

受講料 法人会又は間税会の会員の方・・・無料 一般の方・・・500円（当日お持ち下さい）

定 員 42名（定員になり次第締め切らせていただきます）

お問合せ 豊島法人会 事務局 TEL 03-3985-8940



お申込み先 FAX 03-3985-5718

法人名			会員区分 ○をお願いします	1 法人会会員 2 間税会会員 3 一般
住 所				
TEL		FAX		
受講者名		受講者名		

受講証等の送付はございません。お申込み後、当日会場にお越し下さい。
（定員を超えるお申込みがあり受講できない方には、申込書の電話番号にご連絡致します。）

お申込み後にキャンセルされる場合は、必ずご連絡下さいますようお願い致します。

間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。

(注)間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。

- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。

- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。

- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。

- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。

イ 会員企業の発展 ロ 税務知識の習得と普及 ハ 税務行政への協力

- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。

イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。

ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。

ハ 会員相互の連帯と強調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。

ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。

- ⑦ 間税会は、「消費税 括かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

間税会加入のお勧め

* 間税会の会費はいくらですか？

・個人、法人と格差はありますが最低5,000円からです。皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会ください。お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区南池袋2-45-2-4009

株式会社 アマランス 藤川

TEL 03-3988-7671 FAX 03-3988-7668

編集後記

会報27号の発行にあたり、執筆のご協力を頂きまして、ありがとうございます。

全間連で募集した「税の標語の優秀作品」は、7ページに掲載いたしました。

この応募は会員のみならず、どなたでも出来ますので、よろしくお願いいたします。

ホームページは<http://www.kanzeikai.jp>です。

ここには、「税の標語募集」のほか、「消費税など税に関する情報」、

「消費税に関するご意見募集」、「税金クイズ」等が掲載されています。

今年も豊島間税会の活動1つ1つ、実り多きものになりますよう、お祈りしています。

新年明けましておめでとうございます

豊島優申会

会 長	水 上 春 樹	二和電気(株)
副会長	佐 藤 茂 義	(株)小林スプリング製作所
〃	牧 野 雅 之	マキノ製缶(株)
〃	太 田 博 之	協同商事(株)
会 計	菅 耕 治	(株)エフ・エム
幹 事	歌 芳 明	(株)歌工務店
〃	高 村 光 朗	高村紙業(株)
〃	齊 木 晋 一	(株)新光商事
〃	浦 野 静 夫	浦野工業(株)
〃	山 口 隆 司	(株)山口工業
監 事	加 藤 壽 男	(株)紅緒
〃	井 上 裕	(株)渡辺建築事務所
顧 問	伊 東 佑 浩	昭英化学(株)

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます

豊島間税会

会 長	根 本 弘 三	(有)ネモト時計店
副会長	石 井 陽 一	(資)三豊酒店
〃	増 子 信 介	(有)ミネルヴァ
〃	國 松 省 三	(株)ピーデーエスコンピュータ
〃	稲 川 一	(株)文宣
〃	水 上 春 樹	二和電気(株)
〃 (女性部長)	野 村 要 子	(有)野村商事
〃 (事務局長)	藤 川 盛 弘	(株)アマランス
監 事	丸 山 雄 一	池袋木工(株)
〃	加 藤 壽 男	(株)紅緒
〃	南 口 清 子	ナンコー電機(株)



宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

(有)ネモト時計店

代表者 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13
Tel Fax : 03-3910-2905



Plan Do See

トータルソフトウェアメーカー
<http://www.pdsc.co.jp>

代表取締役

國松省三

Kunimatsu Shozo

株式会社 ピーデーエスコンピュータ

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-1 黒澤ビル5F
TEL: 03-3981-5331 FAX: 03-3981-5330

システム提案、設計、開発、運用保守



株式会社 エフ・エム

代表取締役
会長

菅 耕治

Koji Suga



本社 東京都豊島区東池袋3-23-5 Daiwa東池袋ビル6F
〒170-0013 TEL: 03-3985-7221(代) FAX: 03-3985-0052
URL: <http://www.fmget.co.jp/>

本社 ISO9001認証取得



本社 ISO27001認証取得



技術を誇る。精密パネ



9001 JPC9/061634
14001 JPC9/070733



Certificate No.110708067/7225
中国工場: ISO9001/14001

株式会社 小林スプリング製作所

代表取締役
会長兼社長

佐藤 茂義

東京都豊島区南長崎6-9-6 TEL 03-3953-2181
〒171-0052 FAX 03-3952-9958
URL: <http://www.kobayashi-sp.co.jp/>



株式会社 セイコーアドバンス
Seiko advance Ltd.

代表取締役社長 平栗 哲夫

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-5
Tel (03) 3987-5111(代) fax (03) 3987-5149
URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>

理美容器具・化粧品卸

(有)野村商事

豊島区上池袋 1-23-3-101

TEL 03-3918-1048
FAX 03-3910-1537

泰平飯店

宴会は80名様まで、是非ご相談ください

☎03-3910-7144

〒170-0002 豊島区巣鴨2-1-2

太平商事株式会社

この街の素敵な暮らしのパートナー

皆様のお役にたつ



東京信用金庫

本店営業部	豊島区東池袋 1-12-5	(3984) 9111(代)
要町支店	〃 要町 1-1-1	(3957) 3161(代)
椎名町支店	〃 南長崎 3-2-14	(3953) 4611(代)
東長崎支店	〃 南長崎 5-28-4	(3952) 3151(代)

@tax
Consultant

税理士

山本高志

山本高志税理士事務所

新宿区西新宿7-19-6-303 東洋ビル

TEL 03-5989-1846 FAX 03-5989-1847

すがもの
カード

ATM
365日

入出金
手数料

0円



SUGAMO
SHINKIN

おびらることに喜びを
巣鴨信用金庫

maranth

システム開発・構築保守・Web 開発維持

株式会社アマランス

代表取締役 藤川 盛弘

〒171-0022 豊島区南池袋 2-45-2-4009

TEL : 03-3988-7671 FAX : 03-3988-7668

URL : <http://www.amaranth.co.jp>

池袋を拠点に60余年、交通広告・屋外広告の

Advertising Agency
BUNSEN
SINCE 1947

株式会社 文 宣

<http://www.bunsen-inc.co.jp>

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-25-8 タカセビル6F TEL 03-3988-2041 fax

ビックカメラ
超速便
30分お急ぎお届け!!
お店にあるもの
送料無料で、無料下取り実施中!

ビック超速便は下記店舗・エリア内でご利用いただけます。

池袋本店

池袋本店パソコン館

池袋東口カメラ館

東京都豊島区・板橋区・練馬区・北区・文京区

池袋西口店

BICPHOTO

東京写真館

新鮮鶏卵・卵製品の卸売業

Oishi

株式会社 大石商店

代表取締役 大石 正

本 社

〒171-0043 豊島区要町1-11-11
TEL03-3957-3070 FAX.03-3957-3001

板橋物流センター

〒175-0081 板橋区新河岸2-21-7
TEL03-3975-3020 FAX.03-3975-3028



税理士四国会

会 長 内山 良子

副会長 西村 新

田川 修二

事務局 田中 豊

発行 平成 28 年 1 月
発行者 豊島間税会
会長 根本弘三
事務局 豊島区東池袋 2-45-2
4009
株式会社 アマランス
TEL : 03-3988-7671



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。